# 免許証を返納される方へ

## 免許が失効していないか確認して下さい

※有効期限が切れて免許が失効している場合、免許返納手続ができません。

免許証の有効がある方のみ
手続きが出来ます。

### ◎南島原警察署◎

○受付時間 (平日のみ)
9:00～11:00　13:00～16:00

○必要なもの
運転免許証のみ
※返納のみなら手数料不要。
運転免許証を紛失している場合は身分証となるもの

運転経歴証明書も申請する方
（自主返納後手続き可能）
○必要なもの
・運転経歴証明書の
交付手数料「1,100円」
・写真１枚（3×2.4ｃｍ）
（半年以内撮影・無帽・
無背景）

※運転経歴証明書は後日交付です。
（約1ヶ月後）
※南島原は写真が必要です

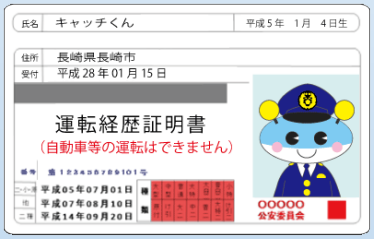


※自主返納後は、車の運転はできません。
○　代理返納も可能ですが、
・本人が作成した委任状兼確認書
・電話等による本人の意思確認
が必要です。
○　代理人が配偶者・実子以外の場合で、電話等による本人の意思確認ができない場合は代理での申請はできません。

＊不明なことがあれば、
【南島原警察署　免許係】へ
電話「０９５７－８６－２１１０」